

様式第17の4（第23条の9の3関係）



接続約款設定（変更）届出書

平成 29 年 10 月 25 日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう
住 所 東京都千代田区永田町2-11-1
(ふりがな) かぶしきがいしゃえぬ・てい・てい・どこも
氏 名 株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 吉澤 和弘
登録年月日 平成16年4月1日
登録番号 第74号
連絡先 経営企画部 企画調整室

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成29年11月1日
------	------------

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

添付資料

別紙 接統約款新旧対照表

接続約款新旧対照表 (11/1 改正)

新	旧
<p>第6章 責務 第2節 保守 （維持責任） 第41条 （略） （混信等の防止責任） 第41条の2 （略） （協定事業者の切分責任） 第42条 （略） <u>（当社の通知責任）</u> <u>第42条の2 当社は、当社の電気通信設備における通信障害等に関する情報を協定事業者に通知することとします。</u></p>	<p>第6章 責務 第2節 保守 （維持責任） 第41条 （略） （混信等の防止責任） 第41条の2 （略） （協定事業者の切分責任） 第42条 （略）</p>

接続約款新旧対照表 (11/1 改正)

(接続協議等に関する情報等の提供)

第87条 当社は、接続協議等に関する情報及びFOMAサービス又はXiサービスの営業区域に関する情報をインターネットホームページ等において掲示します。

2 前項の規定によるほか、当社は、接続申込者から請求があるときは、第25条の4（移動無線装置に係る確認試験の実施）に規定する移動無線装置との確認試験の実施、第25条の5（業務支援システムの利用に関する申込み）に規定する業務支援システムの利用、第25条の6（USIMカードの貸与に係る請求）に規定するUSIMカードの貸与に係る請求に必要な情報を当社の事務取扱所において、提供するものとします。

ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。

3 前2項の規定によるほか、当社は、業務支援システム、又はUSIMカードの機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報、並びに当社の電気通信設備における通信障害等に関する情報を、当社が別に定める方法により協定事業者に通知することとします。

(接続協議等に関する情報等の提供)

第87条 当社は、接続協議等に関する情報及びFOMAサービス又はXiサービスの営業区域に関する情報をインターネットホームページ等において掲示します。

2 前項の規定によるほか、当社は、接続申込者から請求があるときは、第25条の4（移動無線装置に係る確認試験の実施）に規定する移動無線装置との確認試験の実施、第25条の5（業務支援システムの利用に関する申込み）に規定する業務支援システムの利用、第25条の6（USIMカードの貸与に係る請求）に規定するUSIMカードの貸与に係る請求、又は当社の電気通信設備における通信障害等により影響を受けるおそれのある利用者に対する説明に必要な情報を当社の事務取扱所において、提供するものとします。

ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。